

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種）による認定について 2020.5.1

●認定基準

次の各号を満たす方は「文京区長」の認定が受けられます。

①申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う者であること。

②法人の場合：文京区に本店登記又は事業実態のある事業所を有していること

※実際の事業所の所在地が文京区外であっても、本店登記が文京区内にあれば、認定申請先は文京区長となります。

個人の場合：文京区に事業の本拠があること

③次のいずれかに該当すること

(イ) 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。

※ (イ)、(ロ) のいずれかに該当した場合に使用する様式について

(a) 1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者であつて、行っている事業が全て指定業種に属する。【様式①】

(b) 兼業者であつて、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する。【様式②】

(c) 兼業者であつて、1以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている。

【様式③】

【例】(イ) の (a) に該当する場合は、様式イー①を使用。

●申し込みに必要な書類

	書類名	必要部数	備考
①	認定申請書	1	イ、ロのいずれかを申し込むかによって書式が異なります。押印が必要です。※複数枚必要な場合、必要部数分をご用意ください。
②	確認表	1	イ、ロのいずれかを申し込むかによって書式が異なります。※複数枚必要な場合、必要部数分をご用意ください。
③	売上等の減少を確認できる書類	1	確認表の各月売上高を確認できる同一資料（売上台帳（原本）、各月毎の試算表） ※決算書等の集計ベースと一致していること ※複数の業種を兼業で営んでいる場合は、それぞれの売上高を確認できる書類。
④	法人登記簿謄本（法人の場合）	1	原本で、発行後3か月以内のもの
⑤	(法人) ・直近事業年度の法人税申告書、決算書等 (個人事業者) ・直近事業年度の確定申告書、青色申告書(白色申告書)等	1	原本又はコピーをお持ちください。 電子申告の場合は、受信通知が必要です。 法人の企業は法人事業概況説明書も必要です。 ※コピーをお持ちの場合は、申告書・決算書・法人事業概況説明書については全頁コピーが必要です。
⑥	許認可、届出等の写し	1	許認可、届出等が必要な業種の場合のみ必要
⑦	兼業しているそれぞれの業種の売上高がわかる書類	1	兼業している方のみ必要。それぞれの業種の売上高が分かる資料をお持ちください。直近3か月分又は決算期分が必要です。
⑧	指定業種を営んでいることが確認できる書類	1	取扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など
⑨	文京区に事業実態のある事業所を有していることがわかる書類 ※本店登記が文京区内にない方の場合のみ必要	1	決算書、営業許可書、賃貸借契約書、固定資産税納税証明書など

●認定による効果

東京信用保証協会の**経営安定関連保証**を利用することができます。

※一般保証制度に比べ、信用保証料の料率が低い分、負担が少なくなります。

※通常融資と別枠で保証されます。

●注意事項

- ①認定を受けたとしても融資が受けられるかどうかは、保証協会等の審査によります。
- ②東京信用保証協会へは、**認定書に記載された有効期間内**に受付されるようご提出ください。
- ③金融機関の担当者が中小企業者（申請者）の代理として窓口で認定の申請手続を行う場合には、中小企業者からの委任状（文京区経済課所定のもの。項目漏れの場合は受付不可）を有していることが必要になります。また、記載内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、状況を把握している方がお越しく下さい。
※文京区経済課所定の委任状については、窓口でお求めください。ホームページ上でも掲載しております。
- ④認定申請には「実印」を押印してください。

●認定を受けることにより利用できる融資制度

①文京区の融資あっせん

緊急事業資金（不況業種等向け） 限度額：1,000万円（※）、実質利率：0.2%

※事業所又は本店登記が区外にある場合は、区の制度融資あっせんを受けることはできません。

※代表者（法人、個人とも）が文京区民の場合は、1,200万円までとなります。

②東京都の融資あっせん

「経営セーフ」（略称）

詳細は東京都産業労働局金融部金融課金融係（Tel 5 3 2 0 - 4 8 7 7）にご相談下さい。

●文京区の「緊急事業資金」の申込みを希望される場合

「緊急事業資金」を申し込むには、上記中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による文京区長の認定を受けていることが前提となります。認定申請と融資あっせん申込みは同時に行えます。ただし緊急事業資金のお申込は事業者本人がおこなってください。

融資あっせん申込みのための必要書類につきましては、パンフレット「文京区中小企業向け融資あっせん制度のご案内」をご覧ください。なお、次の書類は不況業種の認定申請に必要な書類と重複しますので、認定申請と融資あっせん申込みを同時に行う場合は、1部ずつで結構です。

- ・ 法人登記簿謄本（法人の場合）
- ・ 直近事業年度の確定申告書、決算書・法人事業概況説明書、又は青色(白色)申告書
- ・ 許認可の必要な業種は、「許認可証」

●認定申請書の提出先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）

受付時間：平日（祝日及び年末年始を除く。）午前9時30分～午後4時30分

●お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部 Tel 5 8 4 2 - 6 7 3 1（文京シビックセンター地下2階）

文京区経済課産業振興係 Tel 5 8 0 3 - 1 1 7 3（文京シビックセンター地下2階）